

移動支援事業の見直しについて

1 ヒアリングでの主な意見

(1) 障がい者団体

①標準利用時間について

- ・社会性を伸ばすには、移動支援を利用して様々な体験をし、様々な人とふれ合うことが1番。市の事情も理解できるが、新規利用者の方に対しても必要な時間を利用させてあげてほしい。
- ・市の財政的には理解できるが、個別の事情も勘案して、時間数については柔軟に対応してほしい。
- ・本人にとっては今支給されている時間数が生活の一部になっているため、今利用している時間数を下げることはやめてほしい。

②移動支援の利用範囲について

- ・利用範囲が広がれば、社会参加も促進されると思う。
- ・毎日子どもを車で送迎しているが、いつまで運転できるか分からない。通所の送迎については利用できないことは理解しているため、今後事業所に対して送迎を実施してもらえないか要望してみたいと思う。
- ・居場所の一環で利用している状況であるが、すべてを移動支援で賄うことは無理だと思うので、今後居場所については検討していく必要がある。
- ・一旦スタートしてみて、課題があれば適宜見直しをしていく形で始めてみれば良いと思う。

(2) 移動支援事業者

①移動支援の利用範囲について

- ・今でもぎりぎりの状況で事業を実施しているが、運用の幅が広がると、対応できるかどうか分からない。
- ・始点と終点が違う場合の支援者の移動時間に対する手当や交通機関を利用した時の負担まで手立てしてもらわないと難しい（利用者負担が明確になれば問題ないという意見もあり）。
- ・待ち合わせが自宅以外になると、待ち合わせ場所・待ち合わせ時間などでトラブルが生じる可能性がある。
- ・利用にあたり条件をつけることで、社会参加の機会が狭くなってしまふ懸念がある。
- ・家族と安全に引き渡しできることが絶対条件だと思うが、どこまで確約できるのか。
- ・宿泊を伴うサービスについては、対応できるヘルパーがいない。
- ・宿泊先を自宅とみなすということは、宿泊先で居宅介護のサービスを利用できるのか。

- ・支援者の拘束時間をどのように手立てするのか。

- ・通所先からの支援について、「事業所⇒通所施設（ここで自転車を停める）⇒利用者と買い物⇒利用者の自宅に帰宅（ここで支援終了）⇒通所施設（自転車を回収）⇒事業所へ戻る」という流れになるため、事業所への負担が大きい（実施するにあたり拘束時間分の費用負担が条件になる）。

②その他意見について

- ・現在ヘルパーの空き状況が少ないため、運用が拡大されると対応することが難しいかもしれない。

 - ※対応できない事業所が不利益にならないようにしてほしい。

- ・事業所の事業継続を図りつつ、利用者の社会参加について協働できればいい。

- ・改正にあたって、利用者本人の社会参加や余暇の部分がどこまで議論されているのかが気になる。保護者の都合だけになっていないか。

(3) 各市障がい福祉担当課（事業者からのヒアリングを受けてヒアリングを実施）

- ・原則「ドア TO ドア」を条件にしており、運用の見直しだけが独り歩きしないように周知する必要がある。

- ・片道だけの利用について認めているが、事業者から特段問い合わせはない（認めている市はすべて同じ）。おそらく、事業者と利用者間で交通費等の費用負担についてあらかじめ契約を交わしていると思う。

 - ※市は特に契約について関与していない

- ・「安全な引き渡し」を絶対条件としておく必要がある。

- ・例えば片道だけの支援の際に、始点が遠方であった場合は、始点に近い移動支援事業者に依頼したこともある。

2 今後の方向性について

今回運用の見直し等について、様々な立場の方に対してヒアリングを実施しました。利用者のご家族の方は、「概ね問題はない」という意見で、一方事業者の方からは、実施するにあたり費用負担をどうするか、ヘルパーの確保ができるのかどうかなど、「実施するにあたり課題がある」という意見が多く寄せられました。

近隣市にヒアリングしたところ、「ドア TO ドア」という原則は変えないこと、交通費等の負担については利用者と事業者が決めること、ということで運用していますので、それら取扱いを参考に、今後利用者・事業者に対して周知を図っていきたいと考えています。

なお、本来であれば令和3年度当初から運用を見直すことで検討してきましたが、事業者の方からの問題点・疑問点が解消されないままスタートすることはできないと考えていますので、引き続き内部で検討していき、令和3年度の途中には実施したいと考えています。